

1. R4 芽室町議会活性化計画主要事業

「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指して

主要2項目

1 町民意見を基軸とした議会政策形成サイクルの作動

(議会基本条例 第2条(4)、第3条(2)、第8条(1・5)、第12条、第16条)

→ 町民意見を起点とした政策形成サイクルの定着

2 町民ニーズに的確な議会権能の発揮

(議会基本条例 第2条(2)、第3条(2)、第8条、第11条(1))

→ 事態・事象に即した住民視点で調査・審査機能の発揮

A=おおむね達成した
 B=達成しているが改善余地あり
 C=達成していない
 D=取り組んでいない

②改善・新規活性化3事項

項 目		内 容	達成時期
■新規事項	区分		
1. 外部評価による活動事業の集中と選択	新規	事業の成果分析による廃止、継続、修正、拡充・充実の精査	R5年 3月
2. 自己評価の位置付け、手法、制度の点検	新規	事業評価、外部評価との区分及び自己評価の目的と成果の検証	R5年 3月
3. 議員間討議による活性化2事項の点検	新規	全議員による現状、課題、解決策の整理、検証、実行	R5年 3月